

鹿部町過疎地域持続的発展市町村計画

令和4年度～令和7年度

令和4年9月策定

北海道茅部郡鹿部町

目次

1	基本的な事項	1
(1)	鹿部町の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合性	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計画	13
(4)	目標	14
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	14
3	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
(4)	目標	19
(5)	産業振興促進事項	19
(i)	産業振興促進区域及び振興すべき業種	19
(ii)	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	19
(6)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
4	地域における情報化	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	目標	20
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
(4)	目標	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
6	生活環境の整備	23
(1)	現況と問題点	23

(2) その対策.....	25
(3) 計画.....	26
(4) 目標.....	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	27
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	28
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策.....	29
(3) 計画.....	30
(4) 目標.....	30
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	31
8 医療の確保.....	32
(1) 現況と問題点.....	32
(2) その対策.....	32
(3) 計画.....	32
(4) 目標.....	32
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	32
9 教育の振興.....	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	35
(4) 目標.....	36
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	36
10 集落の整備.....	37
(1) 現況と問題点.....	37
(2) その対策.....	37
(3) 計画.....	37
(4) 目標.....	37
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	37
11 地域文化の振興等.....	38
(1) 現況と問題点.....	38
(2) その対策.....	38
(3) 計画.....	38
(4) 目標.....	38
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	39
(1) 現況と問題点.....	39
(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	39
(4) 目標.....	39
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	39
13 過疎地域持続的発展特別事業分.....	40

1 基本的な事項

(1) 鹿部町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

北海道の南端・渡島半島の東部にあり、駒ヶ岳山麓の一角に位置し、東西 16.5km、南北 19.0km、面積 110.63k m²の町です。

北東に太平洋内浦湾を望み、南東は中ノ川を境に函館市、北西はトドメキ川を境に森町、南西は横津岳山頂を境に七飯町と接しています。

気象は、北海道の中では1年を通じて比較的温暖で、春と秋が長く、湿度が低く爽やかで過ごしやすいのが特長で、夏は南西から、冬は北西からの風が多く、気温は最も寒い時はマイナス14度前後、夏の最高気温は平均25度前後で、30度を超えることは稀です。降水量は北海道の中ではやや少なく、雪も比較的少ない地域です。

②歴史的条件

鹿部という名前は、アイヌ語の“シケルペ”（キハダの木のある所という意味）に由来しています。

元和元年（1615年）、陸奥の国南部大潤から司馬宇兵衛が昆布を採取するために、この地に移住してきました。その後、漁場が豊かで比較的温暖なこともあって移住者が増えはじめ、明治12年（1879年）には戸長役場が設置され、同39年（1906年）4月に2級町村制を施行し、鹿部村となりました。

昭和4年（1929年）6月に駒ヶ岳が大噴火し、甚大な被害を受け、廃村の危機に陥りましたが、村をあげての復興活動により復興を遂げました。その後、昭和58年（1983年）の町制施行により鹿部町が誕生し、現在に至っています。

③社会的条件及び経済的条件

本町は、JR函館本線が発着し、道路は国道278号のほか2路線の道道を幹線として町道が連絡しており、車を利用すると、道道大沼公園鹿部線を経由して、七飯町大沼国定公園まで約20分、さらに国道5号線を経由して七飯町までは約40分。函館市までは約60分。森町までは国道278号線を経由して約30分です。JRを利用すると、函館市へは普通列車で約50分です。函館空港までは、車で約60分と町民生活の利便を高める交通網が整備されています。

基幹産業は漁業で、町内には大小2つの漁港があり、スケトウダラやホタテをはじめ、昆布、タコ、ナマコ、カレイ、ホッケなどが水揚げされています。併せて水産加工業も盛んで、たらこをはじめ多くの水産加工品が出荷されています。

また、町内には温泉も多く、30箇所以上の泉源があり、寛文6年（1666年）には温泉場が設置されるなど、古くから温泉のまちとして多くの人が訪れています。大正13年（1924年）に温泉掘削中に吹き上げた間歇泉は全国でも珍しい温泉で、平成28年

3月に「道の駅しかべ間歇泉公園」として整備され、平成30年11月に北海道遺産に選定されています。

イ 過疎の状況

総人口は、昭和60年(5,107人)をピークに減少傾向が続いており、令和2年の国勢調査人口は3,760人で、平成22年(4,767人)と比較すると、10年間で約1,000人減少しています。

減少の要因は、子どもや労働力人口の流出によるものが大きく、これにより少子化・高齢化が進み、さらに過疎化が進むといった悪循環になっています。

高齢者比率は、平成17年の国勢調査時の20.0%を超え、令和2年の国勢調査では40.3%で、65歳以上が約4割を占めており、超高齢社会の人口構成になっています。

このような中、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域経済の振興、移住政策、子育て支援の推進、観光客などの交流人口の拡大などに取り組み、人口減少の抑制に努めてきましたが、少子化・高齢化のスピードは緩まず、過疎化が進んでいます。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

地域経済については、生産年齢人口の減少が加速したことを起因とする担い手不足や長引く不況による雇用環境の悪化などの課題が顕在化してきています。これらの課題の克服と、地域の自立的発展に向け具体的な施策の推進が重要であることから、活気ある産業を育むため、地域の資源をより一層産業振興に結びつけ、各世代が生き活きと働ける場を増やし、住民の生活と地域の活力を向上することを目指しています。

また、本町全体の社会のあり方については、地域共生社会の構築をめざし、子どもから高齢者まで切れ目ないサポートを各分野から進めることで、町民相互の助け合いや支え合いも広がっていくまちづくりを進めていくこととしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

昭和 30 年代から平成 17 年まで、民間企業のリゾート開発による移住などにより 5,000 人前後を維持していましたが、平成 27 年に 4,200 人台に減少し、令和 2 年に 4,000 人台を割り込みました。

人口減少は、平成 22 年から減少が加速し、令和 2 年と比較すると約 1,000 人と、20 年間で約 20%が減少し、今後も減少傾向は続き、令和 2 年の国勢調査の数値を最新年度として人口推計した場合、令和 12 年には 3,200 人前後までに減少することが予測されます。

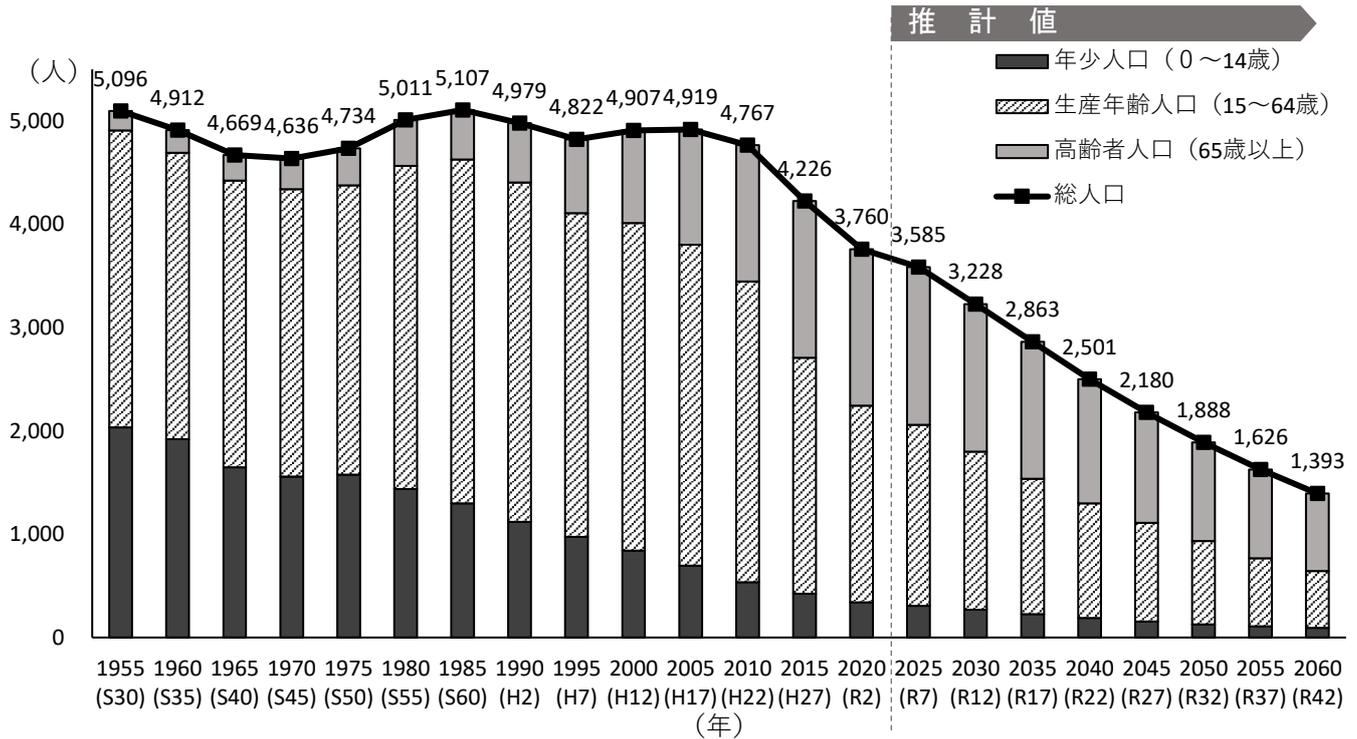
世帯数については、昭和 35 年の 893 世帯からなだらかに増加を続け、平成 27 年の 1,675 世帯をピークに横ばい状況が続いており、高齢者の単身世帯の増加が懸念されています。

年齢階層別人口は、0～14 歳までの年少人口が平成 12 年から著しく低下しているのに対し、65 歳以上の老年人口は、増加し続け、急速に少子高齢化が進んでいることを示しています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,011	% —	人 4,979	% △0.6	人 4,919	% △1.2	人 4,226	% △14.1	人 3,760	% △11.0
0 歳～14 歳	1,439	—	1,120	△22.2	696	△37.9	423	△39.2	342	△19.1
15 歳～64 歳	3,126	—	3,284	5.1	3,106	△5.4	2,285	△26.4	1,901	△16.8
うち 15～29 歳 (a)	999	—	961	△3.8	718	△25.3	521	△27.4	369	△29.2
65 歳以上 (b)	446	—	575	28.9	1,117	94.3	1,518	35.9	1,517	△0.1
(a)/総数 若年者比率	19.9%	—	19.3%	—	14.6%	—	12.3%	—	9.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	8.9%	—	11.5%	—	22.7%	—	35.9%	—	40.3%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



※コーホート変化率法（2000→2005年、2005→2010年、2010→2015年の3回分の変化率の平均値を使用）

②産業構造、各産業別の現況

就業者人口の減少に歯止めをかけるためには、基幹産業である漁業の振興や観光事業の推進、移住定住の促進、起業創業につながる支援を推進していく必要があります。

令和2年国勢調査における就業構成比を比較すると、第1次産業33.2%、第2次産業25.5%、第3次産業41.2%となっており、第1次産業と第3次産業の割合が高くなっています。

本町の基幹産業である漁業を主とした第1次産業の割合は、昭和35年には66.4%でしたが、令和2年には33.2%まで低下しています。

一方、第3次産業は、就業者数に占める割合を高め、令和2年には41.2%を占め、第1次産業よりも高い割合となりました。

15歳以上就業者数および産業（3部門）別就業者構成比の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,223	% —	人 2,237	% 0.6	人 1,878	% △16.0	人 1,834	% △2.3	人 2,407	% 31.2
第一次産業 就業人口比率	66.5%		68.5%		55.5%		46.9%		55.0%	
第二次産業 就業人口比率	11.1%		10.1%		15.7%		21.0%		14.4%	
第三次産業 就業人口比率	22.4%		21.4%		28.8%		31.7%		30.6%	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,511	% 4.3	人 2,543	% 1.3	人 2,432	% △4.4	人 2,221	% △8.7	人 2,262	% 1.8
第一次産業 就業人口比率	49.5%		50.5%		42.7%		36.2%		40.1%	
第二次産業 就業人口比率	16.9%		16.3%		23.1%		25.3%		21.0%	
第三次産業 就業人口比率	33.6%		33.2%		34.1%		38.5%		38.9%	

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,061	% △8.9	人 2,015	% △2.2	人 1,824	% △9.5
第一次産業 就業人口比率	38.0%		39.2%		33.2%	
第二次産業 就業人口比率	21.7%		23.0%		25.5%	
第三次産業 就業人口比率	40.2%		37.8%		41.2%	

(3) 行財政の状況

①行政運営

超少子高齢・人口減少社会の到来、高度情報化の急速な進歩と経済のグローバル化など、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化している中、複雑・多様化する行政ニーズに対応できる自治体運営が求められおり、行政の総合機能、職員の政策形成能力や問題解決能力の向上に努め、組織機構の適正化を進める一方で効率的な行政運営を目指しています。

本町の行政機構は、図-1のとおりとなっており、本庁舎 11 課 28 係のほか、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員があります。

広域行政については、ゴミ、消防、介護認定審査事務、滞納整理の分野で共同処理しています。

ごみについては、渡島管内 10 市町で構成される渡島廃棄物処理広域連合において処理するとともに、し尿については、鹿部町、南茅部町、砂原町、森町 4 町で構成する茅部郡衛生処理組合が平成 17 年 4 月に解散したため、森町へし尿処理を事務委託して処理が行われています。

消防については、渡島東部消防事務組合の解散に伴い、北斗市、七飯町で構成する南渡島消防事務組合に平成 16 年 12 月に加入して運営に参加しています。

介護保険事業の要介護認定審査事務については、鹿部町と森町で構成する茅部地区介護認定審査会を設置し、事務を行っています。

税の滞納処理については、渡島・檜山管内市町（函館市を除く。）で構成する渡島・檜山地方税滞納整理機構で共同処理しています。

②財政運営

本町の財政状況は、令和 2 年度決算における歳入に占める依存財源（地方交付税、国・北海道補助金、地方債等）の割合は 72.1%であり、地方交付税の割合は 26.6%と歳入の約 1 / 4 を地方交付税に依存した構造となっています。自主財源のうち町税の割合は 7.6%であり、ふるさと応援寄附金の割合は 11.7%となっています。歳入の大半が依存財源であるため、厳しい財政運営が続いています。

人口の減少や基幹産業である漁業の長引く不振により、税収等の割合が低い状況にあることから、行政の効率化に努め、財政の健全化を図り、自主財源の確保と財政基盤の強化を図る必要があります。

令和 2 年度末時点で、基金の残高は一般会計約 17.6 億円、地方債残高は企業会計分を含めて約 32.8 億円となっています。

平成 16 年度以降、行財政改革により義務的経費の削減に努め、高利率の地方債の繰上償還の実施、退職者不補充等による職員数の削減で人件費を抑制してきましたが、平成 25 年度より特別会計に対する繰出金の増や、各施設における経常経費が上昇傾向にあります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位: 千円/町調べ)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	2,929,730	3,185,875	5,245,972
一般財源	2,253,905	2,366,989	2,621,393
国庫支出金	234,000	207,462	834,115
道支出金	106,813	206,960	117,697
地方債	276,417	229,100	1,291,683
うち過疎債	—	—	—
その他	58,595	175,364	381,084
歳出総額 B	2,867,667	3,017,042	5,220,639
義務的経費	1,936,776	2,113,402	2,004,426
投資的経費	590,498	552,555	1,811,165
うち普通建設事業	590,498	552,555	1,811,165
その他	340,393	351,085	1,405,048
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	62,063	168,833	25,333
翌年度へ繰越すべき財源 D	25,203	64,595	1,419
実質収支 C-D	36,860	104,238	23,914
財政力指数	0.254	0.251	0.256
公債費負担比率	8.5	12.0	9.4
実質公債費比率	—	4.5	2.2
起債制限比率	6.5	—	—
経常収支比率	85.8	92.3	91.3
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,793,355	2,942,087	3,273,579

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (町調べ)

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道	改良率 (%)	—	—	26.6	35.4	38.1
	舗装率 (%)	—	—	21.7	29.2	30.7
農道延長 (m)		0	0	0	0	0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		0	0	0	0	0
林道延長 (m)		10,427	10,402	20,255	20,255	20,255
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		3.67	3.67	5.07	5.07	5.07
水道普及率 (%)		—	98.7	99.3	99.5	99.8
水洗化率 (%)		0	0	0	0	0
人口千人当たり 病院、診療所の病床数 (床)		3.8	3.8	3.9	4.0	5.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町をはじめ北海道の多くの過疎地域では、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えています。また、地震や集中豪雨、土砂災害による甚大な被害が頻発しているほか、新型コロナウイルスの感染拡大が、住民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

本町では、平成25年度から令和4年度までを計画期間とする「第5次鹿部町総合計画」を策定し、「きらめく海・駒ヶ岳（やま）・うるおいの湯郷（さと）」を将来像に掲げ、人口減少の抑制、過疎化への対応を計画全体の重要な課題として位置づけています。

このようなことから、本計画の基本方針を「第5次鹿部町総合計画」の基本方針と共有し、持続可能な地域社会を形成し、地域資源等を活用し地域活力を更に向上させるまちづくりを進めていくこととし、次の事項を基本方針として推進します。

1 人が育ち、つながりを大切にするまち ～教育・コミュニティ・まちづくり～

年齢や地域に関わらず、だれもが学びや交流の場に気軽に加わることができ、さらには、学びや交流を通じて地域への関心が高まり、住民相互が手を結び、まちづくり活動が活発に行われるまちを目指します。

2 安心して暮らせるまち ～保健、福祉分野～

年齢や健康に関わる不安、子育てや介護の不安など、住民が持つさまざまな不安をできるだけ取り除き、だれもが安心して生活できるまちを目指します。

3 安全で住みよい美しいまち ～生活基盤・環境・安全分野～

生活の利便性や安全性を高め、いつまでも鹿部町で生活できるまちづくりを目指すとともに、生活の中でうるおいを感じることができる空間を増やし、今ある美しい自然環境を次の世代に引き継いでいきます。

4 活気ある産業をはぐくむまち ～産業分野～

地域の資源をより一層産業振興に結びつけ、各世代が生き生きと働ける場を増やし、住民の生活と地域の活力を向上させます。

5 小さくても創意で行政運営を進めるまち ～行財政運営分野～

住民と行政の相互の理解を深めながら、地域主権型社会に対応できるまちづくり体制を整え、小さくても持続が可能な、住民に信頼される行政運営を進めます。

(5) 持続的発展のための基本目標

本町の地域の資源を活かし、育てながら、地域経済が潤う持続可能な流れをつくり、本町が目指す「地域循環型経済」の構築や再生エネルギーを導入したコンパクトな町ならではの土地利用、基盤管理などを進め、住民生活の利便性の向上や行政運営の効率性をさらに高めることで、転出者を抑制し、第2期人口ビジョン推計値の維持を目標とします。

令和7年度の本町の総人口の目標を3,585人とします。

(第2期人口ビジョン推計値)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の上位計画となる第5次鹿部町総合計画では、各基本施策を構成している主な施策及び取り組み内容を設定し、毎年度、職員による事務事業評価（フォローアップ）を行い、事業効果を検証しています。

また、人口の減少に歯止めをかけるために取り組む総合戦略では、各基本目標には数値目標を、各事業にはKPI（重要業績評価指標）を定め、毎年度、外部有識者で構成する鹿部町まち・ひと・しごと創生推進会議において、事業効果の検証を行い事業等の見直しにつなげています。

本計画における施策は、総合計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合計画における毎年度の事務事業評価、さらには総合戦略における毎年度の検証を通じて、本計画で基本目標とした人口の動向と各事業の進捗状況进行评估し、毎年度、達成状況の検証・評価と事業計画の見直しを行います。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

本町では平成 28 年度に、庁舎、学校、公営住宅等の「建築施設」と、道路、橋りょう、上水道等の「インフラ施設」で、町が保有する全ての施設及び土地を対象に「鹿部町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理等における基本方針を示しています。

本計画では、公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、安心・安全に暮らすことができ健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図っています。また、既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後も保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による保持に努め、施設の有効活用を図りつつ、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討により、効率的な管理・運営を図るものであり、これらを踏まえ、「施設保有量の適正化」「公共施設等の長寿命化の推進」「既存施設の有効活用」の 3 つを基本的な方針としています。

本計画における施策や事業は公共施設に関連する内容も多いことから、「鹿部町公共施設等総合管理計画」および「鹿部町公共施設等個別施設計画」との整合性を図った内容とします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- 自然増減（出生数と死亡数）と社会増減（転入数と転出数）の合計により算出される人口増減の推移をみると、増加になった年もありますが、多くの年で減少しています。
- 社会増減は、転入数が転出数より多い年もあったものの、2006年（平成18年）以降、転出数の方が多く状態が続いています。
- 社会減の主な要因の1つは、15歳から24歳の若年層において、高校、大学等の進学や就職の時期に町外に転出する状況が続いています。また、近年は、0歳から14歳の転出が増えており、親の世代の転出を抑制する取り組みが必要です。
- 本町には民間企業が開発したリゾート地があり、多くの移住者が住んでいますが、市街地などリゾート地以外の地域には、移住希望者を受け入れる環境が整っていない状況です。
- 雇用の場に加えて、居住できる場が町内に少ないことから、町内での生活を希望しながらも転出し、町外に居住の場を移して町内に通勤する人も見られます。

(2) その対策

- ・移住及び定住に関する相談窓口の充実
- ・移住を促す企画の検討（移住体験、住民との交流など）
- ・広域での交流・移住関連事業への参加
- ・空き地及び空き家の積極的な情報提供
- ・民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設などにかかる支援の検討
- ・食（食材や経営）に関する人材育成から就業・定住につなげる取り組みの実施

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	鹿部町
		空き地・空き家情報提供事業	鹿部町
		住環境整備助成事業	鹿部町
		地域おこし協力隊関連事業	鹿部町
	人材育成	地域の食を担う人材育成事業	鹿部町

(4) 目標

地域の資源や人材を活かしながら、町外との交流や移住・定住に関する取り組みを進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

< 漁業 >

- 基幹産業である漁業では、安定した漁獲が行えるよう漁場保全のための調査や試験に対する助成および採取時期の検証などを行っています。
- 栽培漁業への取り組みとして、鹿部漁業協同組合等でナマコの採卵・飼育を実施しているほか、アワビ種苗放流への助成、なまこの幼生の放流、真だら人工ふ化放流への協力など中間育成・放流事業を促進し漁業資源の増大を図っています。
- ほたて付着物などの水産系副産物の処理については、好気性発酵を特殊技術により高速発酵し、肥料を製造販売する再資源化処理を行っています。
- 本町の漁家数は平成 30 年現在 299 戸（動力漁船総数 249 隻）で、漁業就業者数は 568 人です。
- 鹿部漁業協同組合があり、第 2 種漁港の鹿部漁港・本別漁港（本別地区、出来澗地区）が整備されており、この大小 2 つの漁港を拠点にして沖合・沿岸漁業が行われ令和 3 年の販売取扱額は約 30 億円で、そのうちほたて約 17 億円、すけとうだら約 4 億円で全体の 7 割を占め、昆布 1.6 億円、たこ 3 億円等となっています。
- 基幹産業である漁業を振興する上で必要な基盤整備を進めるとともに、栽培漁業を推進し、また、水産物など地域資源を活かした商品開発を進め、販売の拡大を促進することが必要です。

< 農林業 >

- 農林業は、草地改良の一環として、ほたて付着物や貝殻を利用したりサイクル肥料を土壌改良に利用し、地域資源の有効活用を図っています。
- 北海道駒ヶ岳の噴火により甚大な被害を受けた町の土壌は、軽石が堆積しているなど、農業生産条件としては不利であり、農作物の栽培は自家消費が中心で販売流通は行われていません。
- 本町の農家数は令和 2 年現在 20 戸で、兼業農家が主です。農業算出額は、畜産のみで 9 億円前後で推移しています。
- 当町面積の 81% を占める森林は、森林整備計画により地域の森林・林業の実情に即した森林整備を行っています
- 林業については、令和 2 年現在の林業就業者数は 10 人です。環境意識の高まりから森林を守り育てる気運が高まり、地元材活用の動きも見られます。
- 森林整備計画により地域の森林・林業の実業に即した森林整備を行っていますが、民有林内の人工林の現状は、大半が育成途中の山林となっており、適正な時期に保育事業及び間伐事業を実施し、森林機能の維持を行うことが課題です。

< 商工業 >

- 北海道新幹線の開業に合わせて平成 28 年 3 月 18 日にリニューアルオープンした「道の駅しかべ間歇泉公園」が、道内外からの観光客で賑わいを見せており、観光業、旅館業、飲食店が連携を図りながら、町の特産品の開発や販売促進等に取り組んでいます。
- 令和 2 年の工業（4 人以上）は、事業所数 13、従業員数 386 人、製造品出荷額等は約 70 億円となっています。従業員数は減少傾向ですが、製造品出荷額等はばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額等は水産加工を中心とする食料品製造業が約 93%を占め、漁業とあわせて当町の基幹産業となっています。
- 平成 28 年の商業は、事業所 35、従業員数 165 人、年間商品販売額は約 64 億円となっています。事業所数、従業員数ともに横ばいで推移していましたが、平成 19 年から平成 28 年の間に 19 事業所従業員数 43 人の減少となっています。
- 製造業の中心である水産加工を中心とした食料品製造業は、グローバル化や急速な情報技術革新を背景とした競争の激化、ニーズの多様化のほか、流通環境の変化による空き地や空き店舗の発生も進んでおり、また、経営不振や高齢化の進行による廃業などもみられます。
- 商工業を担う人達を育成するとともに、それらの人々の雇用環境や収入が向上するよう促進し、また、鹿部町内の企業の求人募集などの情報発信を行い、雇用促進を進めることが重要となっています。

< 観光業 >

- 平成 28 年 3 月に開設した「道の駅しかべ間歇泉公園」を拠点とし、地場産品などの販売や地元の食材が味わえる飲食機能の強化、またイベントの開催や体験プログラムの充実などにより集客の促進を図り、交流人口の拡大を進めています。
- 観光拠点施設である「道の駅しかべ間歇泉公園」の集客力向上及びリピーター確保のための魅力アップ対策を行うため、指定管理者制度を導入しています。
- 令和 2 年度に本町を訪れた観光客数は約 42 万人（宿泊は約 1 万人）で、日帰り客が 97%を占めています。また、近年では中国や台湾を中心に 1 万人以上外国人観光客（平成 29 年度は約 1 万 5 千人）が本町を訪れており、受入環境の整備・充実に向けた取り組みが重要となっています。
- 人材を含め、鹿部町にある地域資源を活かし、本町ならではの観光や滞在型の体験ができる場を増やし、観光の魅力をアピールすることが必要です。
- イベントやスポーツ合宿など、人が集まり滞在する機会を増やし、地域の活性化や移住につなげることが必要です。

(2) その対策

< 漁業 >

- ・ 漁港の整備、適正管理
- ・ 昆布種苗の供給への助成
- ・ ナマコの幼生の放流、稚ナマコの生残成長調査の実施
- ・ アワビ種苗放流
- ・ 既存の囲い礁、投石場の実態調査および検証
- ・ 浅海資源回復事業（母藻群落造成、藻場造成事業）
- ・ 新たな養殖事業 試験事業（牡蠣、青のり（陸上養殖））
- ・ 放流事業の検証（費用対効果など）
- ・ 北海道立漁業研修所における就学助成

< 林業 >

- ・ 適切な施業の推進（間伐、皆伐）
- ・ 森林所有者の負担軽減に向けた支援
- ・ 造林の推進

< 商工業 >

- ・ 融資制度の活用による経営基盤の強化促進
- ・ 商工業の経営改善に向けた指導の充実
- ・ 商店街のにぎわい創出（空店舗・古店舗リフォーム支援、地元での購買促進）
- ・ 商工業の担い手を対象とした起業や新規産業の創出支援
- ・ 広域連携、官民連携
- ・ テレワーク事業の推進
- ・ 特産品の販路拡大促進
- ・ 企業や研究機関等の誘致及び新産業構築の推進

< 観光業 >

- ・ 観光施設の整備および維持管理
- ・ 特産品や旬の幸を活かしたイベントづくり
- ・ 体験観光プログラムの充実
- ・ 宿泊客の受入体制の強化、滞在型観光の推進
- ・ 広域による観光振興の推進
- ・ 観光情報の発信、ガイドブックの作成

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 (鹿部漁港)	北海道
		水産物供給基盤機能保全事業 (本別漁港 (本別地区))	北海道
		水産物供給基盤機能保全事業 (本別漁港 (出来澗地区))	北海道
		水産流通基盤整備事業 (本別漁港)	北海道
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	沿岸漁業振興対策事業	鹿部町
		地域産業支援事業	鹿部町
	商工業・6次産業化	特産品販路拡大促進事業	鹿部町
		広域連携及び官民連携による 地域活性化事業	鹿部町
	情報通信産業	テレワーク事業	鹿部町
	観光	拠点観光施設運営事業	鹿部町
		しかべ観光促進事業	鹿部町
		しかべ海と温泉のまつり事業	実行委員会
	企業誘致	企業誘致・新産業構築推進事業	鹿部町
	(11) その他	水産関連施設整備・維持管理事業	鹿部町

(4) 目標

< 漁業 >

資源管理型漁業の推進により、漁獲高の安定と鹿部産水産物としての付加価値の向上を図ります。また、漁業経営の改善・安定を促進し、次代を担う後継者を育てます。

< 林業 >

適正な管理と施業の集約化に努め、循環型の森林経営を推進します。

< 商工業 >

商工業経営の改善・安定を促進し、次代を担う後継者を育てます。また、住民の買い物の場である商店がより魅力的になるよう支援します。

< 観光業 >

個人と団体の双方に対応できる観光振興を目指し、町内の連携を深め、スピード感をもって取り組んでいきます。

(5) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
鹿部町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記(2)のとおり。

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- 少子高齢化社会の到来や人口減少、インフラの老朽化等をはじめとした社会課題が深刻化するなか、A I ・ I C T等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、まちづくりや住民サービス、行政運営を進める必要があります。
- 本町では、地域情報通信基盤整備のため、町内全域に光ファイバー網を整備、情報化社会に対応した環境づくりを進めてきました。
- 令和3年に「鹿部町デジタルファースト宣言」を行い、デジタル技術を活用することにより、生活の利便性向上、効率的な行政運営、地方創生施策を通じ、誰ひとり取り残さない、町民の皆さんの幸せが実現できるまちづくりに向けて、住民サービス、行政運営、関係人口施策に対しデジタルファーストで取り組むこととしました。

(2) その対策

- ・マイナンバーカードの普及・活用推進
- ・オープンデータ、行政手続のオンライン化
- ・w e b会議、テレワークなど働き方改革の推進
- ・ペーパーレスの推進
- ・ターゲットに伝わる情報発信
- ・デジタルマーケティングの強化

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	I C T化推進事業	鹿部町

(4) 目標

情報通信技術を有効に活用し、住民にとってより便利な行政サービスの提供やより効率的かつ効果的な事業の推進に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

< 道路 >

- 国道については、国道 278 号が南北に 13.9 km 通過しており、交通量の多い主要な幹線道路として利用されています。
- 道道については、2 路線（総延長 15.5km）が町内を通過しており、国道や町道とも連絡して、住民の生活路線として利用されています。
- 町道は、124 路線（実延長 87.5 km）がきめ細かく網羅され、住民の生活や産業活動を支えています。令和 4 年 4 月現在における舗装率は 30.7%、改良率は 38.1%となっています。
- 既存の道路・橋梁の長寿命化や維持補修、災害時の交通確保、歩行者の安全性確保などに配慮した計画的な道路整備が必要となります。

< 公共交通 >

- 町内の公共交通として、JR 函館本線と路線バス（函館バス）が運行しています。
- 令和 3 年 5 月から、継続的に町民の生活交通を確保するために、路線バス鹿部駅線を再編し、町民の移動実態に即した運行時間や町内を網羅的に運行する公共交通網を反映しています。
- 令和 4 年 5 月から、鹿部リゾート地区・大岩地区と路線バス乗継地点をつなぐデマンド交通を運行し、交通空白地域における交通弱者の移動手段を確保しています。
- 路線変更やダイヤの改正など利便性を高めていくことが必要です。

(2) その対策

< 道路 >

- ・町道の未改良、未舗装路線の整備促進
- ・舗装道路の改修、側溝の整備、自歩道の設置等道路の環境改善
- ・「長寿命化修繕計画」に基づく、適切な橋梁の補修
- ・除排雪体制の充実
- ・除雪機械の整備

< 公共交通 >

- ・町民が安心して暮らせる生活移動の支援
- ・既存交通の活用も含めた広域移動の支援
- ・町民や観光客の公共交通の積極的な利用を促す利便性向上策の実施

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道整備事業	鹿部町
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	鹿部町
	その他	除排雪体制の充実・除雪機械整備事業	鹿部町
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通体制の整備・運行事業	鹿部町

(4) 目標

<道路>

利便性や安全性に加え、歩行者等への配慮、避難路としての役割など、道路に求められる多様な機能を高め、より良い道路網をつくります。また、除排雪体制の充実を図り、効率的な除排雪作業で雪害事故の防止やコスト縮減を図るとともに、除雪機械の計画的な整備・更新を実施します。

<公共交通>

公共交通の維持や利便性の向上に努め、車を持たない人でも安心して住み続けられるようにします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

<水道施設>

- 給水区域は、海岸沿いに広がる住宅地中心となっており、自衛隊演習場は給水区域に含まれていません。給水している水はすべて鹿部町浄水場で浄水された水であり、水源は鹿部川の河川表流水です。
- 各戸への給水は、ポンプを使用しない「自然流下方式」を基本としていますが、標高の高い大和地区や湯ノ沢地区については、ポンプを使用して給水しています。特に、大和地区では、段階的にポンプで揚水しているため、電気使用量が多くなっています。
- 令和3年度末現在で給水人口3,678人、普及率は99.8%となっています。
- 施設および管路において、適用年数が超過している施設が増えてくるため順次更新し、漏水等の状況に発展しないよう対処しなければなりません。

<廃棄物処理施設>

- 渡島管内1市9町で構成する渡島廃棄物処理広域連合で焼却施設を運営し、焼却処理を行っています。
- 一般廃棄物最終処分施設は、令和10年度で埋立て終了の見込みであるため、令和4年度時点で現状把握を行い、次期処分場の整備に向けた検討を進めなければなりません。
- リサイクル施設については、森町に処理委託を行っています。
- し尿については、森町にある処理施設で処理を行っており、昭和50年に稼働した現し尿処理施設に代わり、新たに汚泥再生処理センターを建設中であり、令和5年4月供給開始予定です。

<消防施設>

- 本町は、近隣1市2町で構成する南渡島消防事務組合に属し、町内に鹿部消防署・鹿部消防団を設置し、令和4年4月現在で消防職員25名と消防団員89名体制で有事に備えています。
- 消防庁舎は、築42年経過しており老朽化に加え、津波浸水区域内に位置しており平成27年耐震診断により耐震強度不足が指摘されています。大規模災害時に消防機能を失う可能性があり、新築移転が必要です。
- 高規格救急車は、令和2年度に災害対応特殊救急車へ更新し、平成23年に更新した高規格救急車との2台で運用しています。
- 消防活動に必要な資機材は、経過年数、対応年数を考慮し計画的に更新しています。

<住宅>

- 本町には令和4年3月現在、町営住宅が8団地40棟233戸、特定公共賃貸住宅が1団地1棟6戸があり、合計で8団地40棟239戸の町営住宅が管理されています。
- 令和4年3月現在、町営住宅等には217世帯が居住しており、入居率は90.8%となっています。住宅種別にみると、町営住宅は211世帯が居住し、入居率は90.6%、特定公共賃貸住宅(特公賃)は6世帯が居住し、入居率は100.0%となっています。
- 入退居に伴う修繕に加え、経年劣化等により行う修繕により、既存ストックの改善を行い、長寿命化を図っています。具体的には、経年劣化等に伴い、屋根改修、塗装や外壁改修、塗装等の修繕を行っています。また、玄関戸や窓サッシの改修を行い、耐久性の向上を図っています。しかしながら、厳しい財政状況等から必ずしも計画通り実施できている状況ではなく、対症療法的な修繕となっています。

<空家対策>

- 近年、地域における人口減少や住宅・建築物の老朽化・社会的ニーズの変化等に伴い、空家が増加しています。
- 倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防止し、町民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、令和3年に策定した鹿部町空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、活用の促進、管理不全な空家等の防止解消等の取り組みを進める必要があります。

<河川>

- 北海道が管理する2級河川が1水系ある。また、町が管理する準用河川1水系及び普通河川16水系が存在しています。
- 自然災害への対策として、砂防事業や河川改修などを実施し、鹿部押出川については平成30年度に流末対策が完了しています。
- 災害発生時のリスク軽減のために、河川の維持補修、改良や清掃が必要です。

(2) その対策

< 水道施設 >

- ・ 給水人口や水需要を踏まえた水道施設や管路の更新、維持管理

< 廃棄物処理施設 >

- ・ 汚泥再生センター施設の整備
- ・ 一般廃棄物最終処分施設の計画的な機器修繕
- ・ 住民の協力を得ながらのリサイクル活動推進

< 消防施設 >

- ・ 老朽化が進んでいる車両や消防資器材の計画的な更新
- ・ 消防車の救助資器材・救急車の救急用資機材の適切な維持管理

< 住宅 >

- ・ 町営住宅の適正な維持管理の推進
- ・ 町営住宅の整備推進（老朽住宅の建替、コストダウンの推進、生活利便性等を考慮した整備）
- ・ 現存する町営住宅の居住水準の向上

< 空家対策 >

- ・ 適切な管理の促進
- ・ 流通・利活用の促進
- ・ 特定空家等への対応

< 河川 >

- ・ 災害発生時のリスク軽減のための河川維持補修、改良や清掃
- ・ 河川環境の整備と保全

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道施設長寿命化事業	鹿部町
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場機器修繕・更新事業	鹿部町
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター施設整備事業	森町
	(6)公営住宅	公営住宅維持管理事業	鹿部町
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境	空家対策総合支援事業	鹿部町
	(8)その他	河川維持補修・改良事業	鹿部町
		生活環境改善事業	鹿部町

(4) 目標

<水道施設>

いつでも安全に飲める水の供給に努めます。

<廃棄物処理施設>

循環型のまちづくりを目指し、ごみを適切に処理・回収しながら減量化や再資源化を進めます。

<消防施設>

火災を未然に防ぐ意識を高めるとともに、住民の生命や財産を火災から守ります。また、救急に関する知識や技術を高め、救命率の向上に努めます。

<住宅>

賑わいを創出し、安心して暮らせるうるおいある住環境の形成に努めます。

<空家対策>

周辺的生活環境及び地域に悪影響を及ぼしているまたは及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図り、地域住民の安全安心を確保します。

<河川>

海岸や河川の浸食防止など、自然災害の軽減及び環境保全に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

< 高齢者保健福祉 >

- 令和3年12月末現在の総人口に65歳以上の割合は39.4%であり、高齢化率は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。
- 要介護認定者数は平成28年度の219人から増加傾向にあり、令和3年度には277人で58人増加しています。要介護認定率も同様に平成28年度から上昇しており、令和3年度は18.9%となっています。第8期鹿部町高齢者保健福祉総合計画（鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）では、要介護認定率は令和7年度は21.0%、令和22年度には26.1%になると予想されており、各種サービス量及び事業費も上昇すると見込まれています。
- 町内には介護老人福祉施設1か所、地域密着型通所介護事業所1か所、小規模多機能型居宅型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同介護事業所1か所、訪問介護事業所1か所あります。
- 介護予防事業として運動教室の実施やサロン事業を実施しています。
- 生活習慣の多様化が起因となって発症する生活習慣病の予防や重症化予防のため、各種健診事業、健康相談、健康教育、家庭訪問などの保健事業を実施しています。
- 町内には満60歳以上の住民が利用できる「いこいの湯」があり、高齢者の健康増進や交流の場として親しまれています。

< 児童福祉 >

- 0歳から小学生までを対象とした切れ目のない一貫した支援体制を町独自に整備しています。
- 子育てに対する不安や悩みを持つ親が増える中、子育て世代包括支援センターを設置し、家庭訪問・育児相談・乳幼児健診・支援レター・育児教室など、子育て支援を実施しています。
- 要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な支援を行っています。

< 障がい者福祉 >

- 障がい者の現状は、令和2年度の身体障害者手帳保持者は185人、療育手帳保持者が39人、精神障害者保健福祉手帳保持者が11人となっています。本町においても「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、各種事業を実施しています。地域活動支援センターぽっぽでは創作活動、社会参加活動、授産製品の製作、「農かふえ POPPO」を運営しています。
- 障がい者の意思決定をより尊重した福祉サービスを提供するため、「鹿部町地域自立支援協議会」と協力しながら、障がいのある方が安心して自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。

○保健・医療や福祉と連携し、障がい者に対して支援を行っているほか、障がいがある就学児童生徒について各学校と関係各課で情報共有を図っています。

(2) その対策

<高齢者保健福祉>

- ・高齢者が安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や多様な生活支援サービスの体制整備
- ・生きがいつくりや社会活動への参加を促進し、地域の中で役割をもって生活できるよう支援の実施
- ・各種健診事業や健康づくり事業の推進
- ・介護予防事業の推進
- ・介護保険サービスを充実させるため、社会福祉協議会や町内の福祉団体等に対する支援の実施
- ・認知症高齢者の支援の充実と権利擁護の推進
- ・いこいの湯の適正な維持管理

<児童福祉>

- ・妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目ない支援の推進
- ・保健、医療、福祉、教育機関などと連携して、障がいがある子どもの早期療育、虐待の予防、早期対応
- ・町の子育て支援拠点の整備、子育て家庭の状況の変化、多様な子育て支援ニーズへの対応、幼稚園舎の耐力・耐震に関する課題等を総合的に勘案し、民設民営の公私連携幼保連携型認定こども園としての整備・運営

<障がい者福祉>

- ・障がい者の相談支援体制の充実
- ・障がい者の生活支援、就労支援、雇用など自立生活の支援
- ・障がい者相互の交流や、スポーツ、文化、地域活動など障がい者の社会参加の促進
- ・地域活動支援センター事業の充実
- ・障がい者施設の充実

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	鹿部町
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	保育事業	鹿部町
		子育て支援事業	鹿部町
		子育て負担ゼロ事業	鹿部町
		認定こども園運営事業	鹿部町
	高齢者・障がい者福祉	地域活動支援センター活動支援事業	鹿部町
		生活支援体制整備事業	鹿部町
		地域福祉推進事業	鹿部町

(4) 目標

< 高齢者保健福祉 >

保健・医療・介護・福祉が一体となって地域の高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します。

< 児童福祉 >

個々の実状に応じた細やかな支援と地域ぐるみの子育て支援により、育児への不安を解消し、子どもの健やかな発育を促すとともに、「みんなが家族 あったか子育ての町しかべ」を目指します。

< 障がい者福祉 >

障がいのある人が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 町内には一般診療所が2か所、歯科診療所が1か所あります。
- 医療環境の充実については、町単独での取り組みには限りがあるため、今後、「北海道医療計画」等の動向をふまえた中で、今後の方向性を検討していく必要があります。
- 子育て家庭に係る医療費の経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する支援が必要です。

(2) その対策

- ・子どもの医療費について、町独自に対象となる児童の範囲の拡大や医療費の無償化を行うことで疾病の早期治療を促進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	子ども医療費助成事業	鹿部町
	(4) その他	地域医療体制の充実	鹿部町

(4) 目標

医療機関や関係機関と連携し、地域の医療環境の維持、向上に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

< 幼稚園・義務教育 >

- 町内には幼稚園・小学校・中学校各1校あり、令和4年5月1日現在、園児・児童・生徒数は幼稚園が47名、小学校が146人、中学校が87人の合計280人です。
- 幼稚園・小学校・中学校・教育委員会職員が鹿部町教育研究所を中心に連携を深め、幼稚園から中学校までの12年間とその後の成長を意識した一貫した教育を行っています。
- 幼稚園、小学校、中学校全てに学校運営協議会を設置しており、学校・地域・家庭が連携して子ども達を見守り育む体制を整備しています
- ふるさと教育として、小学校ではサケの稚魚放流や遡上学習、中学校では教科学習及び体験学習を通じた地域学習を計画的に行い、「鹿部愛」の育成を図っています。
- GIGAスクール構想での1人1台端末に加え、町独自に学習支援ソフトが利用可能なタブレット端末を全児童生徒に貸与し、1人2台（学校用・家庭用）のタブレット端末が配付され、大型TVや書面カメラ等のICT機器を活用した授業が行われていますが、今後、GIGAスクール構想に対応した施設設備の更新が必要です。
- GIGAスクール構想での1人1台端末に加え、町独自に学習支援ソフトが利用可能なタブレット端末を全児童生徒に貸与し、1人2台（学校用・家庭用）環境を整備しています。また、電子黒板や大型TV、書面カメラ、デジタル教科書等のICT機器を積極的に導入し、「わかる授業づくり」を推進しています。
- 教育委員会主催の教職員向けICT研修の実施やGIGAスクールサポーター等を学校に配置する等、教職員への支援が充実しています。
- 特別支援教育については、町の福祉部局や関係機関との連携を密にした組織的な体制で取り組んでおり、個別の支援計画(いずみファイル)を活用し、また各学校に特別支援教育支援員を配置する等、継続的な取組みを行っています。
- 少子化や教員の働き方改革に伴う部活動の問題が喫緊の課題であり、地域人材や施設を活用した新たなスポーツ・文化活動を考える必要があります。
- 学校教育関連施設や関連設備については、小学校及び中学校の将来的な構想に基づいた計画的な改修及び更新を進めていく必要があります。

<生涯学習（社会教育・スポーツ）>

- 町内には、総合体育館のほか、野球場や芝のグラウンドが整備された多目的グラウンド、パークゴルフ場、温水プールなどのスポーツ施設があり、地元での利用のほか、北海道や管内規模の大会の場として利用されています。また、各施設や関連設備については、計画的な改修および更新を進めていく必要があります。
- スポーツ活動を通じた健康づくりは、世代間の交流や地域コミュニティ形成する観点からも重要であるため、スポーツの振興を図ります。
- 公民館内に図書室がありますが、北海道立図書館だけでなく、他の公共図書館との連携も図り、利用者の利便性の向上に努めています。図書室の環境整備にも力を入れています。

(2) その対策

<義務教育>

- ・学校教育関連施設や関連設備の計画的な改修及び更新
- ・G I G Aスクール構想に対応した施設設備の更新

<生涯学習（社会教育・スポーツ）>

- ・社会教育施設及びスポーツ施設の計画的な改修及び更新
- ・生涯学習に向けた取り組みの推進

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	鹿部小学校校舎修繕・改修事業	鹿部町
		鹿部中学校校舎修繕・改修事業	鹿部町
	屋外運動場	鹿部小学校屋外運動場修繕・改修事業	鹿部町
		鹿部中学校屋外運動場修繕・改修事業	鹿部町
	給食施設	学校給食センター修繕・改修事業	鹿部町
	(2) 幼稚園	しかべ幼稚園修繕・改修事業	鹿部町
	(3) 集会施設、体育 施設等 公民館	鹿部中央公民館改修事業	鹿部町
		体育施設	鹿部町総合体育館改修事業
	鹿部コミュニティ・プール改修事業		鹿部町
	鹿部町山村広場多目的グラウンド改修事業		鹿部町
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ振興事業	鹿部町
		その他	教育活動推進事業

(4) 目標

< 義務教育 >

基礎学力の向上をはじめ、豊かな心や体力を育む教育、時代に応じた教育などを行う場として、学校教育を充実させます。

< 生涯学習（社会教育・スポーツ） >

社会教育の視点から、より効果的な学習機会の充実に努めるとともに、自主的な生涯学習活動を支援します。また、競技スポーツの振興とともに、身近で気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会を提供し、生涯スポーツを推進します。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- コミュニティ活動の拠点施設として、町内には中央公民館をはじめ、8つの地域会館があります。また、27の町内会があり、各分野で自主的に活動をしています。
- 少子高齢化により、従来の区域での町内会維持が難しい町内会も見られます。また、町内会によって活動に差が生じています。そのため、コミュニティ活動を活発化させるための支援の検討が必要です。

(2) その対策

- ・コミュニティ活動を活発化させるための支援
- ・地域会館の統廃合
- ・多様な世代や地域の住民が参加できる機会の提供および交流の促進

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(3)その他	地域会館の統廃合事業	鹿部町

(4) 目標

コミュニティ単位のほか、世代や地域を越えて、町内で交流や活動などが活発に行われるよう支援します。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 文化協会加盟団体の活動発表の場として開催される文化祭は、発表者、観覧者ともに多くの住民に親しまれています。そのほか、道民芸術祭など町外での活動や発表に関する情報提供を行っています。
- 中央公民館に展示スペースを設けていますが、積極的に利用するサークルが少ない状況なので、多くのサークルが展示スペースを利用しやすくなるよう、環境づくりが必要です。
- 町内には6つの埋蔵文化財包蔵地があり、北海道と連携し保全に取り組んでいます。

(2) その対策

- ・文化協会との連携強化
- ・活動成果を発表する機会の充実（文化祭の充実）
- ・文化財保護への意識づくり
- ・文化のまちづくりの推進
- ・郷土の歴史や伝統を活かす環境の整備

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(3)その他	文化まちづくりの推進	鹿部町
		文化財の保護・活用の推進	鹿部町
		郷土の歴史や伝統を活かす環境の整備	鹿部町

(4) 目標

芸術文化活動や郷土芸能活動を促進するとともに、より高い水準の芸術文化にふれる機会をつくります。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- 近年、気候変動による異常気象が世界各地で発生し、日本においても集中豪雨や台風などの自然災害による被害が深刻となっています。
- 国は令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会をめざすことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、本町は令和4年3月にカーボンニュートラルの実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざすことを宣言しました。

(2) その対策

- ・省エネルギー施策や再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネル ギー利用	新たなエネルギー活用事業	鹿部町

(4) 目標

カーボンニュートラルの実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

13 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業 (町内の宿泊施設などを活用した移住体験を 実施し、滞在費用の一部を助成します。)	鹿部町
		空き地・空き家情報提供事業 (所有者から売買等の希望のあった空き家・ 空き地の情報を、ホームページ等を通じて情 報提供します。)	鹿部町
		住環境整備助成事業 (民間による賃貸住宅の建築を推進し、住宅 の確保を図ります。)	鹿部町
		地域おこし協力隊関連事業 (地域おこし協力隊による移住・定住事業を 推進します。)	鹿部町
	人材育成	地域の食を担う人材育成事業 (地域おこし協力隊や地域住民に対し、食に 関する知識や技術を習得してもらい、鹿部の 魅力の再認識を促すとともに、将来の起業・ 修行など定着・定住化につなげます。)	鹿部町
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	沿岸漁業振興対策事業 (浜の活性化を目的に、水産物衛生管理支援 事業、昆布種苗供給事業、ナマコ資源保護事 業、アワビ種苗放流事業、昆布増養殖造成事 業、漁場・試験調査事業、ナマコ中間育成漁場 調査試験事業、水産等人材育成支援事業等 を実施し、漁業振興を図ります。)	鹿部漁業 協同組合
	商工業・6次産業化	地域産業支援事業 (ワンストップ相談窓口の設置等により、新 たなビジネスの創生や既存産業の発展と継続 に向けた取り組みを支援することで、地域産 業の発展を図ります。)	鹿部町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
	情報通信産業	特産品販路拡大促進事業 (事業者の販促活動の支援や、ふるさと納税寄附額増加に向けた取り組みと地域産品である返礼品取扱数量の拡大を図り、地域経済の好循環を図ります。)	鹿部町
		広域連携及び官民連携による地域活性化事業 (広域連携や官民連携によるビジネスチャレンジを促進します。)	鹿部町
		テレワーク事業 (テレワークに必要な機器等整備の費用の支援や、サテライトオフィスとして使用する空き家の家賃の一部を助成などテレワークに必要な支援を検討します。)	鹿部町
	観光	拠点観光施設運営事業 (本町の観光拠点施設である「道の駅しかべ間歇泉公園」の機能強化・充実を図ることで、交流人口の増加や特産品の売上拡大等をめざします。)	鹿部町
		しかべ観光促進事業 (体験観光の受入体制整備や体験プログラムの磨き上げなどを行い、観光客の満足度や認知度の向上等を図ります。)	鹿部町
		しかべ海と温泉のまつり事業 (本町を代表するイベントである「しかべ海と温泉のまつり」の充実により、交流人口の増加や認知度の向上を図ります。)	実行委員会
	企業誘致	企業誘致・新産業構築推進事業 (企業誘致や新産業構築のための研修等を行い、施局的な誘致・構築活動を展開することで、地域経済の好循環、雇用の場の創出を図ります。)	鹿部町
3 地域における情報化		(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 ICT化推進事業 (デジタルファースト宣言に基づき、ICT化を推進します。)	鹿部町
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 地域公共交通体制の整備・運行事業 (町民の日常生活に係る移動手段の確保と二次交通の振興を図ります。)	鹿部町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境	空家対策総合支援事業 (町内に存在する老朽化が著しく、周辺的生活環境及び地域に悪影響を及ぼしているまたは及ぼすおそれのある空家等の除却に要する経費の一部を補助します。)	鹿部町
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉	保育事業 (切れ目のない保育環境を充実させ、幼児の健やかな成長を確保するとともに、保護者の就業につなげます。)	鹿部町
		子育て支援事業 (両親またはこれに代わる者が、就労等により家庭が常時留守となっている幼稚園児または小学生を対象に、放課後安心して預けられる場を提供します。)	鹿部町
		認定こども園運営事業 (新たに整備する認定こども園の適正な運営を図ります。)	鹿部町
		子育て負担ゼロ事業 (出生から高等学校までの子育てにかかる経済的負担を全面的に支援することを検討します。)	鹿部町
		地域活動支援センター活動支援事業 (創作的活動、生産活動、カフェなど日中における活動の場を確保し、社会との交流を促進します。)	鹿部町
		生活支援体制整備事業 (地域全体で高齢者の在宅生活を支えるため、生活支援サービスの充実と地域における支え合いの体制づくりを行います。)	鹿部町
		地域福祉推進事業 (社会福祉協議会や町内の社会福祉団体等へ運営費の一部を助成することにより、地域住民主体の組織的な福祉活動を総合的に支えることで、地域福祉ネットワークの活動を支援し、地域福祉全体の活性化を図ります。)	鹿部町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	子ども医療費助成事業 (医療費の助成を行うことで疾病の早期治療 を促進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を 図ります。)	鹿部町
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ振興事業 (スポーツの振興に寄与すると認められる事 業の推進を図ります)	鹿部町
	その他	教育活動推進事業 (教育全般に係る活動の推進を図ります。)	鹿部町
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネル ギー利用	新たなエネルギー活用事業 (間伐材、地熱など、クリーンエネルギーの 活用について協議・検討します。)	鹿部町